

○広告掲載料

広告媒体等	広告掲載料	
	第1種	第2種
「使用水量等のお知らせ」の裏面	1期につき544,000円に100分の110を乗じて得た額	1期につき680,000円に100分の110を乗じて得た額
水道局ホームページバナー広告欄	1月1枠につき4,000円に100分の110を乗じて得た額	1月1枠につき5,000円に100分の110を乗じて得た額

備考

- 「使用水量等のお知らせ」の裏面については、水道局自らが同裏面を使用しようとする場合又は市若しくは市が出資している法人が公共のために同裏面を使用しようとする場合は、広告掲載等の募集は行わないものとし、既に募集中のものについては募集を取り止めるものとする。
- 「第1種」とは広告取扱者が第三者である広告主等のために申し込む場合又は市が出資している法人が広告主等として申し込む場合を、「第2種」とはそれ以外の申込みの場合をいう。
- 「1期」とは1月1日から6月30日までの期間又は7月1日から12月31日までの期間をいう。
- 1期又は1月に満たない期間は、それぞれ1期又は1月とみなす。
- 「使用水量等のお知らせ」の裏面の規格については、刷色は4色刷以内とし、広告掲載可能分は縦198ミリメートル、横65ミリメートル以内とする。
- 水道局ホームページにおけるバナー広告欄の規格については、市のホームページの例による。